

2 6 電算システム事業の取扱い

電算システム事業については、合併時に新しい電算システムを構築し、住民サービスの低下を招かないよう調整する。

2 7 広報・広聴関係事業の取扱い

- (1) 広報誌は毎月発行するものとし、形式、部数、委託先及び配布方法については合併までに調整する。
- (2) 広聴関係事業については、合併後、新市において検討する。

2 8 防災関係事業の取扱い

- (1) 防災会議、災害対策本部については、合併時に新たに設置するものとし、地域防災計画については、新市において速やかに策定する。
- (2) 防災無線については、新市において設備の統一など効率的な運用が図られるよう早期に検討する。
- (3) 交通安全協会については現行どおりとし、交通安全対策協議会と交通安全推進協議会は合併時に統合する。
- (4) 交通安全指導員の定数は現行どおりとし、任期は2年とする。その他の制度については、合併前に調整する。
- (5) 交通災害見舞金については、合併前に熊本県交通災害共済組合から脱退し、合併後に再加入する。交通災害共済制度については、新市において取り組む。
- (6) 交通安全教室については現行どおりとする。

2 9 人権教育・同和対策事業の取扱い

人権教育・同和対策事業については、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、新市においても次のとおり引き続き取り組むものとする。

- (1) 各種協議会・委員及び専門職員等の配置等については新市において組織の再編、設置、検討を行い、取り組むものとする。
- (2) 隣保館・集会所等の関係施設については、引続き新市において管理運営を行うものとする。
- (3) その他人権教育・同和対策事業関係については、国、県、他市町村の動向を踏まえ、新市において検討する。

3 0 保健衛生関係事業の取扱い

- (1) 保健福祉センターについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市の保健福祉